

秋田県性風俗関連特殊営業の青少年の利用の防止に関する条例及び同条例施行規則の事務取扱に関する訓令

平成14年2月27日
本部訓令第2号

改正 平成17年3月本部訓令第17号
改正 平成27年3月本部訓令第5号
改正 平成28年3月本部訓令第13号

(趣旨)

第1条 秋田県性風俗関連特殊営業の青少年の利用の防止に関する条例（平成13年秋田県条例第73号。以下「条例」という。）及び秋田県性風俗関連特殊営業の青少年の利用の防止に関する条例施行規則（平成14年秋田県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）に基づく事務の取扱いについては、別に定めがあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(届出等の取扱い)

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、規則第2条において規定する利用カード等販売教示開始届出書（以下「開始届出書」という。）を受理したときは、別記様式第1号の利用カード等販売教示届出帳（以下「届出帳」という。）を作成するものとする。

2 規則第3条において規定する利用カード等販売教示廃止届出書（以下「廃止届出書」という。）を受理したときは、当該届出帳を削除するものとする。

3 規則第4条において規定する利用カード等販売教示届出事項変更届出書（以下「変更届出書」という。）を受理したときは、当該届出帳をその都度整理するものとする。

(届出書の送付等)

第3条 署長は、規則第5条の規定により提出された開始届出書、廃止届出書及び変更届出書の副本については、速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）に送付するものとする。この場合において、開始届出書の副本には、当該届出帳の写しを添付するものとする。

2 署長は、規則第5条の規定により、他の警察署の管轄区域内に係る開始届出書、廃止届出書及び変更届出書を受理したときは、別記様式第2号の送付書・受領書とともに、速やかに当該署長に送付するものとする。

3 前項の送付を受けた署長は、送付書の切取線以下の受領書を切り取り、所定の事項を記入して当該署長に返送するものとする。

4 第2条の規定は、第2項の送付を受けた開始届出書、廃止届出書及び変更届出書の取扱いについて準用する。

(違反広告物等の除却等命令の上申)

第4条 署長は、条例第9条第1項の除却等命令を必要とする違反広告物等を発見したときは、少年女性安全課長を経由して本部長に速報するとともに、別記様式第3号の広告物等除却等命令上申書（以下「除却等命令上申書」という。）により、速やかに公安委員会に上申するものとする。

2 署長は、条例第9条第3項及び同条第4項の規定による除却を必要とする違反広告物等を発見したときは、少年女性安全課長を経由して本部長に速報するとともに、別記様式第4号の簡易除却伺書により、速やかに公安委員会に上申するものとする。

(違反広告物等の除却等)

第5条 本部長は、前条第1項の除却等命令上申書の内容が相当であると認めるときは、別記様式第5号の広告物等除却等命令書（以下「除却等命令書」という。）を当該署長を経由して違反者に交付し、当該違反広告物等の除却等の措置を命ずるものとする。ただし、違反者を過失なく覚知できない場合は、別記様式第6号の除却等執行指示書を当該署長に送付して、当該違反広告物等の除却等の措置を講じさせるものとする。

2 本部長は前条第2項の簡易除却伺書の内容が相当と認めるときは、当該署長に対し除却等の措置を命ずるものとする。

3 署長は前二項の措置を行うときは、事後捜査のため違反広告物等の表示、頒布及び配置等の状況について立証措置を講じておくものとする。

(行政処分の上申)

第6条 署長は、条例第10条において規定する指示又は条例第11条において規定する営業の停止を行う必要があると認めるときは、別記様式第7号の利用カード等販売教示業者行政処分上申書により、速やかに公安委員会に上申しなければならない。

2 前項の上申書には、次の各号に掲げる資料を添付するものとする。

(1) 報告書又はその謄本

(2) 利用カード等販売教示業者及びその他関係者の供述調書若しくは始末書、又はこれらの謄本

(3) 前二項に掲げるもののほか、違反事実の証明に必要な資料又はその謄本

(行政処分の執行)

第7条 本部長は、指示又は営業の停止の処分が決定されたときは、当該行政処分を受ける利用カード等販売教示業者（以下この条において「被処分者」という。）の住所地（法人にあっては主たる事務所の所在地）を管轄する警察署長を経由して別記様式第8号の指示書又は別記様式第9号の停止命令書を被処分者に交付するものとする。

2 署長は、第5条の広告物等除却等命令書又は前項の指示書若しくは停止命令書を当該違反者又は被処分者に交付したときは、別記様式第10号の請書を徴するものとする。

(結果の報告等)

第8条 署長は、第5条の違反広告物等の除却等に関する措置及び前条の行政処分の執行をしたときは、別記様式第11号の行政処分等執行結果報告書により、速やかに本部長に報告するものとする。この場合において、前条第2項の請書を徴しているときは、当該行政処分等執行結果報告書に添付して報告するものとする。

2 少年女性安全課長及び署長は、当該利用カード等販売教示業者の行政処分の状況を明らかにしておくため、当該届出台帳の異動事項欄にその内容を記入するものとする。

(資料の提出要求等)

第9条 署長は、利用カード等販売教示業者に対して報告又は資料の提出を要求するときは、別記様式12号の報告・資料提出要求書を交付して行うものとする。

(立入検査員)

第10条 利用カード等を販売教示する場所に立入検査を行う警察職員（以下「立入検査員」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 警察本部

生活安全企画課及び少年女性安全課に勤務する警察職員のうち、本部長が指定する者

(2) 警察署

生活安全課及び地域課に勤務する警察職員であって、警察署長が推薦する者のうち、本部長が指定する者

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。